

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【公表番号】特表2010-534657(P2010-534657A)

【公表日】平成22年11月11日(2010.11.11)

【年通号数】公開・登録公報2010-045

【出願番号】特願2010-518241(P2010-518241)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/81	(2006.01)
C 1 1 D	3/37	(2006.01)
C 1 1 D	1/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/55	(2006.01)
A 6 1 Q	5/02	(2006.01)
A 6 1 Q	5/12	(2006.01)
A 6 1 Q	19/10	(2006.01)
A 6 1 Q	5/10	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/81
C 1 1 D	3/37
C 1 1 D	1/34
A 6 1 K	8/55
A 6 1 Q	5/02
A 6 1 Q	5/12
A 6 1 Q	19/10
A 6 1 Q	5/10

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月17日(2011.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヘアリラクサー、合成的に着色した頭髪と関連した使用のための、シャンプー、コンディショナー、またはコンディショニングシャンプーからなる群から選択されるパーソナルケア製品であって、

a) その構造中に4つより多い第四級窒素を有し、そして約4、000～約2、000、000の重量平均分子量を有する少なくとも1種のポリクオタニウム化合物、

b) 脂肪アルコールのアルコキシル化されたホスフェートエステルと脂肪アルコールのアルコキシル化されていないホスフェートエステルとの混合物、

ここで、該ホスフェートエステルは、C₈～C₂₂の鎖長を有する脂肪アルコール系基を有し、該アルコキシ基は、エチレンオキサイド、プロピレンオキサイドまたはそれらの混合物を含み、そして1モルの脂肪アルコール系基当たり、1～50モルのアルキレンオキサイドが使用され、該アルコキシル化されたホスフェートエステルおよび該アルコキシル化されていないホスフェートエステルは、60wt%以下の該ホスフェートエステルおよび該アルコキシル化されていないホスフェートエステルは、モノホスフェート

エステルおよびジホスフェートエステルの両方を含み、ジホスフェートエステルの量は、該ホスフェートエステルの全量の少なくとも40 wt %であり、そして該ホスフェートエステル：該ポリクオタニウム化合物の比が、1.5 : 1～約100 : 1であり；そして該ホスフェートエステルおよび該ポリクオタニウム化合物の全量は、該パーソナルケア製品の0.20 wt %～15 wt %の範囲である、および、

c) 追加成分、

を含んで成る、パーソナルケア製品。

【請求項 2】

該アルコキシル化されたジホスフェートエステルおよびアルコキシル化されていないジホスフェートエステルが、アルコキシル化されたモノホスフェートエステルおよびアルコキシル化されていないモノホスフェートエステルの量以上の量で存在し、そして該アルコキシル化されていないホスフェートエステルが、アルコキシル化されたホスフェートエステルの量以上の量で存在する、請求項 1 のパーソナルケア製品。

【請求項 3】

該アルコキシル化されたジホスフェートエステルおよびアルコキシル化されていないジホスフェートエステルが、PEG-5オレイルホスフェートエステルおよびジオレイルホスフェートエステル、またはPEG-10イソステアリルホスフェートエステルおよびジイソステアリルホスフェートエステルを含む、請求項 1 または 2 のパーソナルケア製品。

【請求項 4】

請求項 1～3 のいずれか一項のパーソナルケア製品を髪に適用する工程を含む、より優れたコンディショニングを髪に与える方法であって、ここで、より優れたコンディショニングは、水のみで処理した頭髪に比較した場合、少なくとも 10 ジュールの全仕事の減少を意味する、方法。

【請求項 5】

パーソナルケア製品であって、

a) 100 以上の第四級窒素基を有し、そして30、000～1、000、000の重量平均分子量を有するポリクオタニウム化合物、

b) 脂肪アルコールのアルコキシル化されていないホスフェートエステル、

ここで、該ホスフェートエステルは、ジオレイルホスフェートまたはイソステアリルホスフェートを含む約C₁₂～約C₁₈の鎖長を有する脂肪アルコール系基を有し、該ホスフェートエステルの該ポリクオタニウム化合物に対する比が、2 以上であり、そして該ホスフェートエステルおよび該ポリクオタニウム化合物の全量は、該パーソナルケア製品の0.5 wt %～5 wt %の範囲である、および、

c) 追加成分、

を含んで成る、パーソナルケア製品。

【請求項 6】

該アルコキシル化されていないホスフェートエステルが、モノホスフェートエステルとジホスフェートエステルとの混合物として存在し、ジホスフェートエステルの量が、モノホスフェートエステルの量より多い、請求項 5 に記載のパーソナルケア製品。

【請求項 7】

該製品が、ヘアカラーであり、そして該ホスフェートエステルの該ポリクオタニウム化合物に対する比が 4 以上である、請求項 5 または 6 に記載のパーソナルケア製品。

【請求項 8】

パーソナルケア製品であって、

a) 100 以上の第四級窒素基を有し、そして30、000～1、000、000の重量平均分子量を有するポリクオタニウム化合物、

b) 脂肪アルコールのアルコキシル化されていないホスフェートエステル、

ここで、該ホスフェートエステルは、約C₁₂～約C₁₈の鎖長を有する脂肪アルコール系基を有し、該ホスフェートエステルの該ポリクオタニウム化合物に対する比が、2 以上であり、そして該ホスフェートエステルおよび該ポリクオタニウム化合物の全量は、該

パーソナルケア製品の 0 . 5 w t % ~ 5 w t % の範囲である、および、

c) 追加成分、

を含んで成る、パーソナルケア製品を髪に適用する工程を含む、より優れたコンディショニングを髪に与える方法であって、ここで、より優れたコンディショニングは、水のみで処理した頭髪に比較した場合、少なくとも 10 ジュールの全仕事の減少を意味する、方法。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項のパーソナルケア製品を髪に適用する工程、または請求項 8 の方法を含む、合成的に着色した頭髪中のヘアカラーの度合いを保つ方法。

【請求項 10】

該ホスフェートエステルおよびポリクオタニウム化合物のない同じ製品と比較して、15 回洗浄後の色変化が減少する、請求項 9 に記載の方法。